

議案第101号

つくば市税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年9月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市税条例の一部を改正する条例

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「200円」の次に「（地方公共団体情報システム機構と契約した事業者が設置する多機能端末機による交付にあっては、1件1通につき150円）」を加える。

附則第9条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第13項を第18項とし、第6項から第12項までを5項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の5項を加える。

- 6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項第3号の改正規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。